

厚 生 委 員 会

平成 2 1 年 6 月 1 6 日（火）

厚 生 委 員 会

日 時 平成21年6月16日（火）午前9時30分開会—午前11時43分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 中原委員長、奥野副委員長、川端、和田、出口、田代、竹内
谷本議長、小川副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 鍛冶、反保、辻下（文）、辻下（正）

出席理事者 石田町長、白井住民部長、波戸元住民部住民生活課長兼生活環境係長、
萬谷住民部税務課長代理、古橋住民部保険年金課長、阪本住民部保険年金課長代理、
芦田福祉部長、入口福祉部副理事兼地域福祉課長、串山保健センター所長、
岸本福祉部高齢福祉課長、廣田福祉部子育て支援課長、立石深日保育所長、

欠席理事者 南住民部理事兼税務課長

案 件

（1）付託案件について

(午前9時30分 開会)

中原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を再会します。

本日の出席委員は7名、理事者については、南理事の欠席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

議事に入る前にお諮りします。

去る6月9日の厚生委員会において閉会宣告をいたしました但、委員会記録の方を延会と訂正させていただきたいと思ひます。ご異議ござひませんか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 ありがとうございます。そのように訂正させていただきます。

初めにお諮りいたします。

ただいま連絡を受けました傍聴許可申し出に対して許可したいと思ひます。ご異議ござひませんか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 異議なしと認めます。ありがとうございます。

では、6月9日に開催いたしました本委員会において、議案第53号及び議案第60号については、資料提出の申し出があり、会期中に再度委員会を開催し、審査することとなっておりますので、再度説明を求め、引き続き審査を行いたいと思ひます。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

また、私が質疑したい議案については、副委員長に委員長の職務をかわっていただき委員長席のまま質疑することをご了承願ひます。

では、議案第53号、「平成21年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について、担当課から再度説明を求めます。

波戸元住民部住民生活課長 本日の厚生委員会資料追加分について説明させていただきたいと思ひます。

過日の6月9日開催の当委員会におきまして、家庭系可燃ごみの有料化に関する予算並

びに関係条例の審議に当たり、有料化の手法や効果額についての資料要求を本日追加分としてまとめております。

この内容につきましては、有料化の手法として均一従量制の導入を予定しているが、住民負担を考慮すると一部従量制の導入検討についても検討すべきではないかとの意見を踏まえ、均一従量制と一部従量制のメリット、デメリットについての比較を、また、家庭系可燃ごみの減量に伴う財政効果について、また、有料化に伴う具体的な住民負担についてまとめております。

この資料の説明の前に再度有料化制度の導入の必要性についてご説明申し上げます。

今、私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、天然資源の消費の抑制、環境への負荷が低減される社会、すなわち循環型社会の構築が求められております。この循環型社会を構築する基本となるのが3Rの推進と考えております。この3Rを推進する上で最も効果的な施策が、ごみの排出抑制やリサイクルの推進に効果が認められる有料化制度の導入が必要と考えられており、国においては、平成19年6月に一般廃棄物処理有料化の手引き、ガイドラインを発表し、積極的に有料化制度の導入を推し進めております。

さて、この有料化の方法については、指定ごみ袋の1枚目から有料とする均一従量制と、一定枚数までは無料とし、この無料の枚数を超過した場合に有料となる一部従量制がありますが、環境省の調査結果によりますと、有料化制度を導入する自治体の大半がこれから説明する理由により均一従量制を導入しているとされております。

なお、余談ではありますが、一部従量制を導入しておりました岸和田市は、この一部従量制の問題点を解消するため、均一従量制を平成22年4月から導入する決定を行っていることを報告申し上げます。

それでは、資料1ページをごらんください。均一従量制及び一部従量制の制度の概要を再度簡単に紹介します。

均一従量制は、家庭から排出するごみの容量の多い、少ないにかかわらず、そのごみの排出量に応じてその負担をお願いするもので、具体的には、指定袋の1枚目から手数料をいただくというものです。泉南市や阪南市、熊取町などがこれに当たります。

一部従量制は、世帯構成人数に応じて指定袋を一定の量まで無料もしくは低料金で配布し、一定量を超える場合は、超えた量に応じて負担いただくというもので、指定袋に変えてシール制として実施する市町村もあります。南河内の富田林市や河南町、太子町などが

この方式を採用しています。

次に、(2)では、この均一従量制と一部従量制のメリット、デメリットについてまとめております。括弧の○や×の記号は、検討項目を比較したとき、すぐれている場合は○、劣っている場合は×を、どちらとも言いがたいときは△をあらわしており、五つの視点から比較検討しております。

まず、ごみ減量化の効果及びごみ減量に対する住民の関心度については、均一従量制の場合、指定袋1枚目から有料となるため、ごみ減量のインセンティブを与えるため減量効果は大きく、また、ごみ問題への関心度も高くなります。

一方、一部従量制では、一定の配布枚数まで無料であることから、無料の配布袋を使用している期間は、ごみ減量化のインセンティブが働かず減量効果やごみ問題への関心度は低くなります。

次に、住民負担の軽重という視点では、一部従量制では、無料配布分がなくなれば負担は重くなるが、均一従量制に比べると負担は軽くなります。

次に、住民が感じる不公平感という視点では、均一従量制においては、ごみ排出量のすべてについて負担することになるため不公平感は生まれなくなります。

一方、一部従量制では、世帯構成人数によって無料の配布枚数が異なるため、毎年3月末までに構成世帯人数に応じた枚数を配布するなどのきめ細やかな対応をとる必要があることに対する課題や、使用しなかった無料のごみ袋が他の世帯に流出するといった不公平感を生み、ごみの減量化につながらないなどの課題を抱えております。

資料2ページをご参照ください。次に、不法投棄の懸念という視点では、均一従量制の方が不法投棄への懸念が比較的高いと考えられます。しかし、一部従量制においても不法投棄への懸念がないというものではありません。

なお、有料化制度を導入した団体では、不法投棄がふえた団体及び不法投棄の状況が変わらない団体がほぼ均衡しているという調査結果が出ております。

次に、行政コストという視点では、均一従量制では、指定袋の販売によって得られた収入を今まで財政難から導入できなかった新たなごみ減量化対策やごみ収集委託経費の一部に充当することができます。また、この制度自体が単純でわかりやすい制度であることから事務経費が比較的安価になります。

一方、一部従量制では、超過分のみ収入しかなく、制度も複雑であるため、これにかかる事務経費が比較的高くなります。

なお、均一従量制による手数料の使途につきましては、さきの委員会資料15ページをご参照いただきたいと思います。

また、追加資料分の4ページにおきまして、一部従量制を実施している南河内清掃施設組合の状況、それと本町と人口規模、世帯数が類似している河南町を例に参考としてその実施状況を説明いたします。

南河内清掃施設組合ではシール制を採用しています。世帯構成人数に応じて2人までは年間110枚、3人から4人では220枚、5人から6人では280枚、7人以上の世帯では340枚の無料シールを各世帯に配布しています。この無料シールがなくなりますと30リットル袋で出す場合は50円、45リットルの袋で出す場合は100円のシールを購入することになります。平成20年度における超過シールの販売額は、30リットルで1,680枚、8万4,000円、45リットルで3,740枚、37万4,000円、合計5,420枚の販売枚数があり、45万8,000円が収入されています。1世帯当たり0.8枚となり、無料配布分を超過した世帯が少なかったことがわかります。一方、シールの作成費用は1枚77円、各世帯に無料配布分のシールを宅配する経費が1世帯105円かかっております。

こうした検討結果を踏まえ、家庭系可燃ごみの減量に係る有料化制度の仕組みについては、均一従量制がごみ減量化の効果が大きく、住民が感じる不公平感は少なく、かつ住民にわかりやすい簡易な制度であることから均一従量制を導入することとした次第であります。

次に、ごみの減量化に伴う財政の影響について考えられる項目について、超概算で試算を行っております。

有料化制度の導入により仮に家庭系可燃ごみが20%減量された場合、可燃ごみの収集経費で2,300万円程度減少できるのではないかと。一方、プラスチックごみを新たに分別収集することからプラスチックごみの収集に係る経費の増が考えられます。これらの試算から影響額は460万円程度増加すると見込まれますが、今後、資源ごみの分別収集方法の見直しにより影響額が増加しない方法で検討してまいりたいと考えております。

また、可燃ごみが減少することでダイオキシン対策として実施しているごみ焼却場における夜間運転業務委託や焼却時間数の減少に伴う光熱水費、薬品代等のおおむね10%程度の減額が見込まれますが、有料化実施後のごみ減量状況などを踏まえ、効果額等について慎重な判断が必要になるものと考えられます。

次に、3ページをご参照ください。ここでは指定袋制の導入によってどれくらいの住民負担になるかを試算しております。現在、可燃ごみについては、多くのご家庭で市販の透明または半透明の45リットルの袋を購入してごみの排出を行っております。この市販ごみ袋の1枚当たりの値段を町内小売店において調査したところ、約10円程度で、袋の厚さが0.02ミリのものが多く販売されていました。よって、年間の使用枚数を110枚とすると、現在ごみ袋に1,100円を負担していると考えられます。

次に、家庭から排出されるごみを容積割合で見ると、環境省が調査した全国平均では、容器包装ごみ以外が39.9%、容器包装ごみが60.1%で、プラスチック類が約40%を占めているというデータが出ています。

今般、有料化に当たり家庭から排出される可燃ごみのうち、プラスチックとそれ以外とを分別していただき、可燃ごみの容積の約60%を今回の指定ごみ袋で、新たに分別するプラスチックごみは今までどおりの透明袋で排出していただくことを予定しております。

よって、容積割合の約40%を占めるプラスチック類を分別しますと、今まで45リットル袋を使用する家庭では30リットルの袋に、30リットルを使用する家庭では20リットルの袋にといったように使用する袋の大きさが小さくなることが想定されます。また、分別による容積の減量により、ごみの排出回数が週2回から週1回になる家庭もあると考えられます。

また、世帯構成人数によって使用する袋と負担額を(2)に例示しています。お一人の世帯では、20リットルの袋で年間2,200円、お二人の世帯では30リットルの袋で年間3,300円、3人以上の世帯では45リットルの袋で年間5,500円と見込んでいます。

これらのことから住民負担額を試算したのが(3)でございます。お一人の世帯では、2,200円から1,100円を引いた1,100円が年間に増となり、月額にしますと約92円の増、お二人の世帯では、3,300円から1,100円を引いた2,200円が年間に増となり、月額では約183円の増、3人以上の世帯では、5,500円から1,100円を引いた4,400円が年間に増となり、月額では約366円の増と見込まれます。

なお、先ほども申しましたが、プラスチック類を分別していただくことで使用する袋の大きさが小さくなったり、あるいはごみを出される回数が減少することで負担額も少なくなると考えられます。

以上が追加分の資料説明です。

また、審議会における意見の概要については、審議会からの答申書を審議会のメンバー構成とともに提出させていただいておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

説明につきましては、以上でございます。

中原委員長 今説明をいただきましたが、委員の皆さん、質疑ございませんでしょうか。

田代委員 まず冒頭に、この一般廃棄物処理基本計画の策定等についての答申なんですけども、この中でちょっと三、四点お尋ねしたいんですけども、まず、平成20年12月22日付で諮問があった件なんですけど、町の方から諮問した内容についてはどんなもんか、もし資料があったら資料でちょっと説明していただきたい。

答申の方はこちらの別紙の方にあるわけなんですけども、それが1点と、それから答申書の中の2番なんですけども、家庭系ごみ有料化に関する基本的な考え方について、この内容とはどういう内容か。ここに過日の委員会の資料の中にある家庭系ごみ有料化に関する基本的な考え方、括弧書きで岬町廃棄物減量等推進審議会答申となっているんですけども、この内容を読むと、どうも行政が説明しているような感じになるんですけど、これが正味の答申の文書で来た内容なのかどうか、その点をお尋ねしたい。

それから、3点目なんですけど、今言った2番の(1)のAなんですけども、「家庭からのごみ排出量を減量するに有効な生ごみ処理機等購入費補助制度の導入を検討されたい。」とこの前も説明があったんですけど、この取り組みは、この前の資料では財政状況を勘案した上でとなっているんですけど、それではちょっと私、いつからやるのかという取り組み方がちょっとわからないので、その辺の予定はどうかをまずお聞きしたい。

それから、もう1点だけ、答申の2ページなんですけど、オのところの「有料化制度の導入にあたっては住民の理解を得ることが重要である。きめ細やかな広報方法を検討のうえ実施されたい。」というんですけど、普通の条例改正等を行う場合については周知期間が大体1年ぐらいあってやってるんですけど、22年の4月からやるとしたら、これはあまりにも短いと違うかな。このように思うんですけど、以上4点をご説明願いたいと思います。

波戸元住民部住民生活課長 まず、1点目の諮問内容でございますが、平成20年12月22日付で諮問を受けた案件につきましては、一般廃棄物、ごみ・生活排水処理基本計画の策定について、それと基本計画に位置づけられているごみ減量化対策としての中で、家庭系ごみの有料化に関する基本的な考え方、この2点を諮問したものでございまして、基本計画に

つきましては、本年2月か3月の全員協議会だったですか、厚生委員会の協議会でしたか、ちょっと分厚いですけど、資料は提出させていただいております。

それから、ごみ有料化に関する基本的な考え方につきましては、6月9日の委員会の資料につけております16ページからの資料と同じものが答申の内容でございます。

それから、3点目の生ごみ処理機の取り組みの時期でございますが、答申書の中にも新たにに取り組むべき減量化対策の一つとして、各委員から生ごみ処理機の購入に対する補助制度の導入ということが意見として寄せられました。これを受けまして有料化によって生ずる新たな財源をもって生ごみの処理機の導入の検討を図りたい。予定としては、来年の4月からの早い時期の導入を目指して検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、4点目の広報の方法でございますが、これから各ご家庭に配布するパンフレットの作成なり、あるいは資料をそろえまして大体予定といたしましては9月ぐらいから住民説明会を開催する予定をいたしております。また、岬だよりへの広報、あるいは回覧等もこれから予定しているところでございます。

以上です。

田代委員 諮問の内容は過日の全員協議会等であった内容であるということなので、確かに記憶はしとるんですが、できればこういう審議に当たっては、諮問の内容、答申の内容、そういったものをやっぱり住民にそれだけの負担を強いるわけですから、そういった資料はちゃんとやっぱり委員会に出すべきだと。そして十分な検討協議をやっていくというのが必要であるということを私は指摘をしておきたいと思います。

ですから、確かに全員協議会でもらったことは事実であろうと、そのように認識はしますが、やはり公式な委員会ですから改めて資料を出すのはやぶさかでないんじゃないかなと、このように思います。

それから、答申の中の別紙というのは、この委員会の資料ということになれば、なぜこの前の6月5日にこういった説明をしなかったのかどうか。そういったやはり答申も含めて説明するなら、やはり諮問の内容もやっぱり説明すべきであったと、私はそのように思います。このことについては私の意見としてとどめておきますけども。

それから、ごみ処理機の購入補助制度とか、それについてはいつから予定するのかということについては、今おっしゃったのは、前回の資料の15ページの2番ですね、「減量化対策のメニューについて、財政状況を踏まえ検討を行う。」というのは全く財政とは関係ない話と違うのかなと私は思うんですけども、財政の問題とこのごみの減量化は分けて協

議すべき問題である、このように思うので、一緒に説明しているような気がするんで、先ほど廃プラスチックなんかでもそういう説明の仕方、これはいいと思うんです。生ごみの中から出てくる廃プラをきちっと処理することによって幾らの効果が出るとか、ごみの減量化になるというのは当然だと思うので、そういう説明はいいんですけども、そこに財政を絡ましていくとなれば、私はこの前も言ったように税の二重取りだということになってくるわけで、その辺の議論はもう前回しましたので今回はあえてしませんが、やはりこの取り組みについてはきちっと予定を私は決めるべきだと、このように思いますが、いかがでしょうか。

それから、2ページの周知期間があまりにも短いと違うかということも申し上げたんですが、今はここにもありますいろんな広報とか、そういった方法でやるということについて書かれておりますけども、私は他の市町村では、住民の手数料を得るについては、住民集会をいろんなことで何十回もやって、そして有料化の理解を得たというふうに聞き及んでいるんですが、岬町の場合は後追いになっているのと違うかと。またこれを議会が決めたとするような判断されるかなと思うんですけども、やはりもっと事前に住民に周知徹底してPRをし、さらに今のごみの減量化についての問題を提議して、ある一定の説明、そういったものを私はすべきだったと。この委員会が得た後に説明するとなれば、あまりにも周知期間が短いと思うんですが、この点についてはどのようにお考えですか。

白井住民部長 まず、答申案の関係でございますけども、答申に当たりまして廃棄物減量等審議会におきまして慎重な審議をお願いしたわけなんですけども、そのときに意見が出てまいりましたのは、資料にありますとおり、審議会として議論しただけで決めるのではなく、また住民の皆さん方の意見をお聞きするパブリックコメント制度を導入したということをあえてつけさせていただきたいと考えております。

それと、もう1点、財政状況でございます。財政状況につきましては、今、手数料をいただきますと言いましても、資料の中にありますとおり、収集経費の約5分の1程度を手数料でいただきたい。残りの5分の4についてはあくまでも税金で引き続き賄っていきたいという状況でございます。本来から言いますと、入ってくる収入につきましては、100%今の収集経費に充当するののも一つの財政手法でもあるわけなんですけども、しかし、そのところあえて新たな特定財源という考え方をいたしまして、生ごみ処理機をはじめとする廃棄物減量等推進審議委員の新たな住民ボランティアの導入とか、いろんな減量化の経費に充てる財源として使いたいということでございますので、そういうことをご理解願

いたいなと考えております。

それと、もう1点、周知期間の問題でございます。これから6月に議決していただいたとしてもあと9カ月しかございません。一番の問題は、ごみの有料化の減量化の趣旨と、そして、もう1点が、減量化の中で特に今回も説明させていただいておりますプラスチックごみの分別の仕方、これが大きなポイントになると考えておりますので、それらを重点的な内容といたしまして、パンフレットについては、まず各戸配布を、そして、それとあわせまして各地域ごとに大規模なエリアを対象とした住民説明会を、そして、そのあと受けまして各地域ごとに自治区単位をエリアとした住民説明会の開催を予定しております。短い期間でございますけれども、その期間内に制度の内容並びに分別の仕方等につきまして重点的に広報を実施してまいりまして、そして、来年の4月をめどに実施してまいりたいと考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

田代委員 2点目、3点目については、そういう行政のスタンスであれば仕方がないんですけども、最後の住民への周知徹底については、委員会資料の6月9日の資料によると、21ページの9になるんですが、住民への周知方法については、理解を得るためにきめ細かい広報活動を行うと、このようにここで文書であらわしていますけれども、例えばこれについて、自治区長を対象とした説明会を何回やったんかと、1回なのか2回なのか。それから出前講座等を自治区以外に今後説明会を設けてやりますと言うなら、今言ったホームページでパブリックコメントというんですが、前にもこのことについては土採り跡地の問題でも企業進出とかいろんな問題を言ったけども、特に保育所統廃合の問題でもパブリックコメントの問題を私指摘したんですが、岬町でどれだけの方がホームページを見ているかということですよ。その普及率を聞いてもわからないという返事だったと思う。今回例えば20%普及率があったとしても、その中の人しか知らないということになるわけで、議会が決めてしまっておけしてから、その後に住民へPRしても、それは決めたあとで、事後の説明であって、それは理解を求めることにすぎんと。そうじゃなくて、そういった説明を先にやって、十分住民に理解とごみの減量化ということに対してこうですよということを説明した後にこの料金の問題を議会へ上げてくるなら、議会としては中身の議論はしてもいいんですが、まず、住民にしわ寄せを求めていくわけで、お願いをするわけなんです。一方的に有料化というのはできないわけですから、これは担当課ではそういったことしかできないと思うけども、これ一つの行政の施策なんですから、これをやるについては、ペットボトルなんかをした場合は、その金がかからないかと言ったら、かかるわけですよ。

今説明があったように、運搬して処理するための費用は逆にかかるけど、ごみの減量化にはつながる。これは当たり前のことなんです。それはだれがするかと言ったら、住民が仕分けをして出すわけで、今そういうペットボトルなんか別にやっていますやんか。週に1回やっているのかな。

ですから、今回もそれを同じように生ごみの中で今までごっちゃに入れとったものを別々にするとしたら、住民が汗をかいてくれるのはわかっていますよ。それは自分たちがすべき問題であるけど、そこへプラス手数料をかけるというのはあまりにも唐突すぎないかということ言ってるんです。そのことについてどういうふうに思いますか。

白井住民部長 この内容につきましては、まず、なぜ有料化制度を導入しなければならないかという必要性の議論に最終的になってしまうのではないかと考えております。

必要性の内容につきましては、今回の資料の中の説明のときに冒頭にありましたとおり、やはり今までの大量生産とか、大量廃棄とか、そういう生活スタイル、社会経済スタイルを見直そうではないかという考え方が出てまいりました。そういうことを踏まえた上で新たな天然資源の抑制を図る。すなわち循環型社会の形成を進めて地球環境にやさしい世界をつくるという循環型社会の形成が主な要因でございます。

そしたらその社会を形成するにはどのような方法が一番有効なのかということで、いろんな方法がありますけども、その中で一番有効な方法としては3R、すなわち発生抑制、再使用、そして再利用のそういう3Rを進めていく上での一番効果がある。特に発生抑制及びリサイクルの推進に当たりましては、やはり有料化制度の導入を図ることが最も効果的な施策であるということは、もう全国的な流れ、そしてまた、国の方もそれを認めておりまして、平成19年度におきましては、この有料化に向けたガイドラインを国がつくりまして、それを各市町村に示し、そして、この方針に沿った形で有料化の積極的な導入を推し進めていただきたいというそういう流れが出ております。そういう必要性の中で各市町村が判断いたしまして、各自治体ごとのごみの排出量の状況を踏まえた上で、そして、効果的な施策を考えてまいります。

岬町におきましてもいろいろ分別収集を行ってきたわけなんですけど、やはりごみの減量の率というのは、目標と定めております平成27年度の20%削減というのは最終的には達成できると思います。しかし、できるだけその目標を早期に達成したいと。その目標を達成するに当たっては一番ごみの有料化制度が有効であろうということで判断いたしまして、その内容に沿った形で審議会の方にも諮問させていただきまして、そして、審議会

の方でも慎重審議いただいて答申をいただいたという経緯がございまして、それらを踏まえた上で今回提案させていただいております。

ですのでこれらの有料化の必要性については、議会の皆様方にも十分説明させていただいてご判断いただいて、それで再度またその結果によりまして住民説明会、住民の理解を得ませんとこの制度というのはスムーズにいきませんので、それらを踏まえた上で今後周知活動を重点的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

周知徹底につきましては、先ほど言いましたよりも具体的な手法になるわけなんですけども、まず、この制度をどのような制度であるのかということ、有料化の制度の概要、特に必要性を重点的に置いた制度の概要、そして、もう1点がプラスチックごみの分別を重点的に置いた内容でやりたいと考えておりまして。

これからなんですけども、期間は9カ月しかございません。その間につきまして具体的なパンフレットの各戸配布、そして、担当が言いましたとおり、秋ごろから来年の2月ごろまでの制限期間を踏まえて各地域ごとに、資料21ページにもありましたとおり、きめ細やかな住民説明会の開催、また、それ以外のPTAとかいろんな団体等がございましたら、出前講座等も行いまして住民のご理解をいただいて、そして、その制度をスムーズに行ってまいりたいと考えているところでございます。

中原委員長 白井部長、これまでどんなところで何回既に住民説明会、または自治会等に説明されたかという質問があったと思いますけど、答弁漏れです。

白井住民部長 この制度の導入に当たりましての有料化制度の内容の説明につきましては、議会の皆様方を対象にした説明並びに今回の審議会の説明が主な内容でございます。

以上です。

田代委員 ごみの減量化について、諮問については、全国的にごみの減量化ということの一つのテーマで今回有料化に踏み切ったということなんですけど、その理論については僕はよく理解できてるつもりなんですけど、ただ、そういった施策は当然町民が税金を払っているわけですから、税でゴミ、し尿というものは処理すべき問題であるということは前回も言ったと思う。だから、そこへ減量化するために手数料をもらうというのが一つ疑問点を感じているわけなんですけども、これについては岬町はどうか分かりませんが、国の補助とか、交付税、そういったものでいわばゴミ対策というのには、もちろん町税もそうですけども、その中で賄われてきたと私は今まで過去の説明ではそういうふう理解してきたんですけども、今回の有料化というのは、当然その中でやるべきじゃないかと、住民から取りやすいとこ

から取って減量化をやるというのはいささか私は問題があると、このように指摘をしておきます。

それから、周知徹底について僕が聞きたかったのは、区長さん、そういった方を集めて何回ほどの説明をされ、また、先ほどインターネットでパブリックコメントをやっているけども、普及率は少ないのと違うんかと、周知徹底できてないのと違うんかということの僕は指摘をしたんですけども、部長の説明がそうであれば、もうそのことについてはこれで終わりますけども、他の委員さんもあったら先にやっていただいたら結構です。私は次まだありますので。

中原委員長 ほかの委員さん、どうですか、質問。

竹内委員 6月9日のときにちょっとさらっと流したような気がするんですけども、15ページの不法投棄対策についてなんですけども、ここにあるのは、抑制するために監視カメラ等の増設という項目、それと私有地に対する補助制度というんですか、フェンスつくったりする補助制度というのが載っているんですけども、まず、この制度を導入したら、多分不法投棄がふえると思います。後ろにきょう傍聴に来られている中塩路さんなんかよく知ってのとおり、他市町村でゴミが有料化になった途端に不法投棄、監視していても捨てて帰りよるというので難儀しているというので私らも見張りに行ったんですけど、なかなかそういうのは捕まえられないということで、これをもし有料化するのであれば、ある程度の見込んだところへやはりそういう監視カメラですか、そういうものの設置も検討を、これと同じような形で同時進行していただきたいなというのをお願いというんですか、その辺の考えをまずちょっとお聞かせください。

白井住民部長 前の粗大ゴミの有料化、また、今回予定しております可燃ゴミの有料化によりまして不法投棄がふえるのではないかと。今回の比較検討の資料の中にも可能性が高いという形だけで判断しておりますけども、全国的な統計なんか見ますと、ふえたという団体と現状変わらないという団体がよく均衡しているという状況でございます。

どちらにしてもふえることは、現在の岬町では不法投棄がたくさんございますので、それらを対応していく必要があるんじゃないかと考えておりまして、やはり一番の問題は不法投棄は犯罪であるということをきちっともう一度原点からそれを周知する必要があるのではないかと考えております。

その次は、抑止策といたしまして、ご提案いただきました防犯カメラ、こういった増設を当然図る必要があると考えております。

それと、もう一つ、一番の問題は、残念ながら不法投棄された場合、それをまた放置しますと新たな不法投棄が重なってまいるということもございますので、今回、周知等につきまして、不法投棄の撤去費用、また並びに再発防止のフェンス等の事業について、ある一定の補助制度を導入して、今の不法投棄の現状を一掃したいということもありまして、これらの事業も来年度以降検討してまいりたいと考えておりまして、できるだけ不法投棄をなくしていきたいということで、住民の皆さん方のご協力も必要でございますので、それをあわせまして今回予定しております廃棄物減量等推進委員という形で地区ごとに数名選任していただきまして、それらの方々の通報制度等をあわせましてご協力を得ながら不法投棄の減少を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

竹内委員 ありがとうございます。

一応今、部長が言われたように、なるべく早く、不法投棄する場所というのは大体決まっとるんで、だから、その辺のところへの推進員の配備とか、そういうようなものをとっていただきたいと、これ要望しておきます。

以上です。

中原委員長 ほかに委員さん、質疑ありませんか。

川端委員 ごみを減量化していくためにどうしても有料化にして、また皆さんに意識していただいて、各分別にも力入れていただいて減量化していくということは本当に大事だと思うんですけども、現実にはたとえわずかであっても住民さんにしたら負担額がふえるというのが、なかなかその点についての理解を得るということはかなりエネルギーがいるのかなと思うんですね。

ここで言うたら、分別でもって40%ごみを減量したら、それぞれ今買っているゴミ袋を指定ゴミ袋に変えたときの負担額というのが、例えば2名の場合は、きちっと分別したら負担額が今よりも、平均的に1,100円増すということですね。わが家ですごみの40%をきちっと分別して出さなければこれだけでおえないということですよね。それに岬町の場合はどうしても高齢化率が高いというのか、独居の高齢者の方もいらっしゃるとかでなかなかその辺の分別の理解というのがしにくい面も多々あると思うんです。

それで今回は、自治区の方でその辺を周知できるようにということも考えて、各自治区単位で減量等の推進員も置かれるかと思うんですけども、それを1軒1軒戸別にきちっと周知できるように、そこまでできるのか、また、その辺についての区長さんたちはどんな

ふうなご意見をお持ちなのかなということをちょっとお尋ねしたいと思います。

白井住民部長 今回の有料化によりまして住民にご負担いただく内容につきましては、資料3ページでご説明させていただいたとおりでございます。やはり分別を徹底していただきますと、今使っていただいています袋より一つ小さな指定袋によって出すことができます。それはすなわち住民負担の軽減につながるわけなんですけれども、どうしても分別をきちっとやっていただくことが必要になってまいります。それらについてなかなか困難性の問題がありまして、ペットボトルにつきましても約2年ほどかけましてやっと軌道に乗ったというところございまして、特にプラスチックごみとなりますと、今、分別の予定しております容器包装プラスチックごみとその他のプラスチックごみというのがあります。容器とか包装に使われているプラスチックごみについて、今回、分別収集するんですけれども、プラスチック自体が製品の原材料となっているものについて、例えば歯ブラシとか、洗面器なんかについては容器包装プラスチックと違いますので、それらのところをきちっと分けていただくという、すなわち分別の仕方のPRが今後一番重要になってくるのではないかと。それによりまして住民負担も変わってまいります。そしてまた、リサイクル率も高まってまいりますということがありますので、それらの内容について具体的に各地域ごとにおきまして、この製品は分別して別に出してくださいよ、この製品は引き続き可燃ごみと出していただきたいと、そういうきめ細やかな方法でやりたいと。

そのやり方につきましては、まず自治区長会の協力がないとできないと考えておりまして、まず重点的に自治区長の役員会、そしてまた、地域ごとの区長会、そしてまた、各区長さんのご意見をお伺いして、町としてはこういう形の方法でPRしたい。しかし、区長さんの方では、この辺も入れたらいいのではないかと、ご意見をお伺いしながら、できるだけ皆さん方のご意見をお伺いして、そして、わかりやすい資料で説明を行いたいということで区長会とは密接な連絡を取り合いながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

川端委員 ということは、これからのことなんですね。区長さんとのあれは。

白井住民部長 PRの仕方等については、概要については区長会の会長様には説明させていただいておりますけど、具体的にこういう方法でこの資料でやりたいということについてはまだ説明いたしておりません。今、私が口頭で申し上げた今後の来年の3月までに向けたスケジュールとか、どのような趣旨のパンフレットをつくるのかと、そして、その説明会に当たっては区長会が主役になっていただきたいと、そのような内容については事前に説明を

行った段階でございます。

以上です。

川端委員　そしたら、去年から粗大ごみやっていますね。それでもなかなかきちっとできてないということで、ごみの収集の後には、ある区長さんは、ずっとご自分のところを回って間違っ
て出しているのをまたご自分のところに持ち帰ったりして大変な作業をされているなど
いうことを私見たことがあるんですけども、今後これを導入することによってまた来年か
らさらに大変になってくるんですけども、今お話し聞いていましたら、一応区長会の会長
さんにだけ了解を得ているというふうに認識したらいいんでしょうか。

白井住民部長　区長会の会長に対しましては、今ご説明申し上げたとおりで説明させていただ
いておりますけど、あと各地域ごとの会長さん、いろんな役員さんについてはまだやっており
ません。

ただ、区長さんばかり重荷になるのもいかなんかと考えておりまして、今回、廃棄
物減量等推進員という形で新たにそれらごみ問題を専門的に担当していただく方を地域ご
とに選出していただきたいということもお願いしておりますので、それらの人々とタイア
ップしてやっていただきたいと考えております。

あと粗大ごみの有料化によりましてやはり蛍光灯の問題、あと傘の問題とか、そういう
細かい金属類について、そしてまた、一部ガラス類とか、コップ類についてルールを守っ
ていただいていない方が時々あるという通報をいただいております。これらの問題につ
きましては、今回の有料化制度とあわせましてどのような方法がいいのではないかと、見
直すという方向については、前から説明させていただいておりますとおりでございませ
うで、それじゃどのような方法でいいのか具体的に各地域ごとに拠点回収も一つの方法で
ございませうし、有料化制度自体をまたある一定の段階に来たら見直す必要があるのでは
ないかと思っております。

それらのことについては、また引き続きご意見をお伺いしながら、また廃棄物減量等審
議会等についても開きたいと考えておりますので、その中でまたご意見をいただきたい
と考えております。

以上です。

川端委員　21ページのところに有料化制度と並行して取り組み予定の施策についての8番、有料
化制度と並行して取り組み予定の施策についての(2)のところで、「地域自治区等での
環境意識を高める施策及びこれに要する経費の補助制度の創設を検討します。」という

ころが、やはり各自治区単位でとにかく減量化ということを推進してもらおうというふうな
ことについての取り組みかなと、そういうふうに認識したらいいんですか。

白井住民部長 委員会資料の21ページにあります答申の内容でございまして、これらを踏まえま
して今回新たにもう少し具体化した町の考え方というのを同じく資料の15ページでまと
めております。ご質問ありましたとおり、具体的な内容につきましては、説明させていた
だいております廃棄物減量等推進員を置きたいと。そして、こういう方のご協力を得なが
ら、ごみ出しのルール等、また不法投棄の通報等いろんな形でごみの対応についてご協力
を願いたいと、そういう推進員の設置並びに活動についてある一定の額を自治区に補助し
たいと、そういう内容を具体化したものが15ページに書いています。その内容で来年度
以降実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

川端委員 本当にごみをきちっと有価物、また燃やすというふうに分けていこうと思ったら、かな
り細かい単位でやっていかないとできないと思います。私も以前にある区長さんから、
ごみの収集についての各自治区のあり方について、もっともっと検討してほしいというご
意見を聞いたこともありますので、各自治区にこうした補助制度も設けて、いかにごみを
減らしていくということは非常に大事だと思います。

それとともにあともう一つ、この有料化にしていくについて、できるだけ住民さんの負
担も減らしていく、また、今現在ある住民さんのごみについての要望も聞いていくという
ことも私はやっぱり大事と思うんですけども、例えば今現在、粗大ごみの場合は、運搬料
として支払うから指定された日に取りに来るという形になっていますけども、それを直接
搬入できないかという声がありますけども、その辺のことはどうでしょうか。

中原委員長 恐れ入ります。川端委員、質疑中に申しわけないんですけど、先ほど自治区の協力の
質問されておられて答弁もいただいたとこなんですけれど、ちょっと明らかにして置きた
い、確認しておきたい点がありまして、自治区に対する説明という点では、これからだ
というような答弁だったと思うんですけど、やりとりの中ではね。資料に提出していただ
いていた推進審議会の会長は区長会からの代表ということではないのかなと思うので、自
治区の方には説明をされているというふうにとらえていいのか、全くこれからだというよ
うな感じの印象を受けたんですけど、そのあたりについてきちっと確認をしておく必要
はありませんでしょうか。

川端委員 私は、一応会長さんには説明してあるけども、具体的な細かい説明はこれからというふ

うに受けとめたんですけど、それでいいんですね。

白井住民部長 まず、審議会のメンバーにつきましては、きょう名簿をお配りさせていただいていますが、審議会条例によりまして、学識経験者とかを含めた上で町内各層から選出させていただきました。

考え方につきましては、本来から言いますと、審議会と言えば、各層の代表者、すなわち会長さんとか、委員長さんがご就任いただく場合が多いわけなんですけども、今回については、例えば自治会の会長さんに、自治区長のメンバーの中でごみ問題に造詣の深い方がおられませんかという形で会長からご推薦いただいたのは坂原さんでした。ですのであくまでも審議会に入っていただくのは、自治区長会のメンバーの中でごみ問題に造詣の深い方に就任していただいている問題がございまして、そして、今後、有料化について具体的な自治区の説明については、たまたま会長が坂原さん、今回会長になったということもありましてスムーズに中身の問題については把握いただいておりますので了解いただいておりますけど、あくまでも別々という考え方で思っております。

中原委員長 質問されたのが川端委員ですので、川端委員が先ほどの答弁でご納得されるようであれば結構かと思います。先ほどの川端委員の質問に対する答弁を続けてください。

白井住民部長 失礼しました。

粗大ごみ等これから大量に出るごみについての美化センターへの直接搬入の問題でございます。

考え方といたしましては、今回ご提案しております条例の中にも家庭系の可燃ごみ、具体的に言いますと、ご家庭から出ます植木の剪定のごみとか、草刈りしたごみ、それらにつきましては、今まで直接搬入を危険ということで認めておりませんでしたけども、今回搬入については認めまして、そのかわり処分料として10キログラムあたり90円をいただきたいという内容でございます。それについては大量ごみについては、直接搬入については軽及び2トン車で1車当たり幾らという形の有料制度の搬入を認めておりましたので、その制度をご利用していただきたいという形で、また、粗大ごみ等につきましては、直接搬入を認めてまいりますと有料化制度自体がもうなくなってしまうのではないかという問題もありまして、一番の問題はやはり搬入に当たっての危険性、そして、粗大ごみにも可燃、不燃とか種類がありますので、それらをいかにして分けていただくかという問題もありまして、分別作業については専門の業者に委託をお願いしているという形でありまして、現行制度の見直しについては、粗大ごみの直接搬入等については引き続き認めていくこと

については問題があるんじゃないかと考えております。しかし、家庭から出る可燃ごみについては、来年の4月から直接搬入を許可してまいりたいということで、そういう方向で今考えております。

以上です。

中原委員長 ほかに質疑ありましたら、どうぞ。

出口委員 いろいろ有料化で各委員、審議されている中ですけど、実は私、行政の方に質問したいのは、新興住宅地の方では、ごみの集積場所、これはちゃんと設置がされている場所がほとんどだと思いますけども、特に旧村ですね。その辺が特にごみの集積場所が設置がされていないということで、当日、朝から各家庭がごみの搬出をするんですけども、そういうような中で、旧村の場合、年配、老人の方が多いので、できれば各地区にある一定のごみの集積場所を設置していただいて、そして、生ごみだけはその日の搬出という形で、今のその状況を眺めたら、やはりそういう集積場所も必要ではないかなということも、私、感じますんでね、その辺をどう行政は考えておられますかな。

中原委員長 答弁、どうぞ。

白井住民部長 ごみの集積場所等につきましては、各地域ごとにいろいろ相談された結果、今の現状になっていると考えるところでございます。しかし、御質問いただきましたとおり、集積場所を集約することによりまして、ごみ収集のスピードアップを図ることができます。そのようなところを踏まえまして、今後、また、集積場所を設置されると、そのご近所の方が、また、苦情も出てまいるとそういうことがありまして、いろいろ地域ごとに実情ございますので、そのようなところについては、各区長さんとか、今後、設置してまいります推進委員の方々との御相談もさせていただいて、地域ごとにいい方法がありましたら、その方法で町の方も実施してまいりたいと考えております。

町としては、どうこうという形の基本的な考え方を余り出さずに、地域ごとで御相談いただいた内容をできるだけその内容に沿った形で、ごみ収集に協力していただくこともありますので、そういう方向で進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

出口委員 部長の説明はよく理解できますんやけども、その中で、実はやはり今の段階ではカラスとか、鳥獣被害とか、そういうものが各家庭ごとで苦慮されているわけなんですわ。逆に、ブロックで金網をつけて設置すればね、そういう鳥獣対策も可能であろうと思いますし、と同時に、今、集積場所の選定の仕方というふうにおっしゃったけども、逆に今現在、各

住民さんの方からクレーム出てるのは、もう各家庭の玄関の前とか、そういうところに生ごみ置かれると、それによって、鳥獣被害があつて、もう被害が多く出てるということですね、やはりきちっとした集積場所を設置すれば、そういうことも多少、緩和されるんじゃないかなというふうに、私は考えますねんけど。その辺、どうですか。

中原委員長 答弁、どうぞ。

白井住民部長 ごみの有料化制度を導入するにあたっては、ルール違反、特に分別収集が適切にされていないという方のルール違反が出てまいります。そういうことについて、一番に防止する方法として各家庭の玄関先に置く、個別収集方式が一番適切な方法、ルール違反を防止する上で、適切な方法かなと思うわけなんですけど、ただ、この方式は収集スピードの問題、あえて言うと、コストの問題等出てまいりますので、それで今の現状の形になったんじゃないかと考えております。

ただ、その内容につきましては、いろいろ地域におきましては、コンクリートで上にネットを張った形でカラス対策をやっている地域もありますし、道路と水路の上にまたがった形で特別の集積のかごをつくって置いている地域もあります。それらのところで、いろいろ御相談された上で、また、私ども相談を受けているわけなんですけれども、そのようなところを考えた上で、実施した結果だと考えておりますので、そのようなところ踏まえまして、引き続き、皆様方の御意見をお伺いして、この地域にはこの方法が一番いいんじゃないかという方法をできるだけ、そして、町にとってメリットがあるとなった場合、それについては、いろいろネットの問題とか、集積かごの購入補助等についても、今後、考えていく必要があるんじゃないかと考えております。これらもいろいろ今後の話し合い等によりまして、できるだけいい方向で収集、また、ごみ出し方法について考えていきたいと考えております。

中原委員長 よろしいですか。

ほかに委員さん、質疑いかがですか。

田代委員 委員会資料の追加分の中で、この均一従量制と一部従量制の対比についての資料の中で、委員長、七つぐらい質問しますが、質問をまとめてよろしいでしょうか。

中原委員長 はい、結構です。

田代委員 ちょっと早口になったら、再度、問うてもうたらいいいんですけど、まず、1ページの均一従量制及び一部従量制の制度概要というところの中の一部従量制について、お尋ねしますが、ここでちょうど2行目のところなんですけど、「一定の量までは無料若しくは低

料金で配布し」となっていますけども、委員会資料の19ページを見ますと、この内容がちょっと異なるんですけどね。この問題を列記しているのは、このきょうの追加資料で「低料金で配布し」ってこうなっているでしょう、それが19ページの答申の方では、一部従量制の2行目なんですけど、「一定の枚数を超えて排出する場合に、指定ごみ袋の販売を通じて料金を徴収する」となっているでね。低料金というのは、おかしいのと違うのかなと僕は思うんですけどね。一定量までは無料とし、それを超えた分については有料化するという書き方ならいいんですが、低料金という意味がちょっと理解しにくいので、私の考え違いかもわかりませんので、その辺の説明を願いたい。

それから、2番目の均一従量制及び一部従量制の比較検討というところがあるんですが、ここの右の一部従量制についてなんですけど、この1行目「現状のごみ排出水準に対して十分である場合、減量化効果が得られない。」とこうなっているんですけど、これはどの数量と比較して得られないのかどうか、その辺をちょっとご説明願いたい。

それから、その下の「ごみ排出者におけるごみ減量のインセンティブが働かない」と、そのために「減量化効果が低い。」となっていますけども、これは、有料化ありきの考え方と違うんかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

それから、ウの欄の「住民が感じる不公平感」というのがあるんですけど、先ほど白井部長の方でちょっと説明あったかなと思うんですけども、その右端の一部従量制の3行目から入りますと、「無料配布した指定ごみ袋の余り分が流出するなどの問題が生じ、住民間での不公平感が高まる」となっていますけども、先ほどの白井部長の説明ではこういうことだろうと思うんですけども、例えば、5枚を一つの家族に提供した場合、3枚しか要らなかったと。後の2枚がよそへ流れる恐れがあるという意味で、先ほど説明があったように思うんですけど、この問題は、あくまでごみの減量化とするなら、全体のごみの量で考えたとしたら、そのごみ袋があっち行こうと、他に渡そうと、私は関係ないのと違うんかなと、ごみの量として考えている以上はね。問題が生じるとか、不公平感が高まるということにはならないと。それが減量化にならないとも私は思わないのですが、その辺のちょっと説明をお願いしたい。

それから、2ページの不法投棄の懸念というところなんですけど、先ほどから何回も各委員さんの質問の中で出てますけども、その均一従量制の場合のところなんですけど、2行目の「不法投棄への懸念は比較的高い」と、つまり不法投棄の増大が予測されるのであれば、この設問、不法投棄の懸念からいくと、これ×になっているけど、○じゃないんかなと

私は思うんですけども、これは僕の解釈の違いがあるのかなと思うんですけど、この答申の中でも、いわば不法投棄が懸念されるということは網羅されていると思うんですけども、その辺は私、これ○と違うのかな、×になっているけど、と思うんですが、その辺の答弁をお願いしたいと。

それから、その次の行政コストの問題ですけども、まず、最初の均一従量制の場合について、先ほど僕がちょっと質問したと思うんですが、重複すれば答弁は結構ですけども、「新規の減量化施策」というところがあるんですが、新規の減量化施策の具体的なメニューがあれば教えていただきたいと。

それから、その下の「この制度は仕組みが簡単であるため、事務経費が比較的低くなる。」となっていますが、これについては、事務経費、つまり事務のその明細の分があれば、どんなものかちょっと簡単で結構ですけど、説明していただきたい。

というのは、片方では、この行政コストの一部従量制であれば、この制度は仕組みが複雑であるために、事務経費が比較的高くなるとなっていますよね。となると、各一部従量制を採用している自治体については、現に一部従量制をやっとるわけですよ。コストがそういったふうに、事務経費が高くなったらやらないと思うんですよ。それとも、私が言う、税で賄うという基本方針の中でね、恐らく、多少の経費が高くなっても、これ、やむを得んという中でやっているのか知りませんよ。でも、もし、片方は事務が複雑で経費が高くなる。片一方は事務経費が比較的低い。ということならこのあたりをもう少し説明をしていただけたらなと思います。

以上です。

中原委員長 答弁、お願いします。

白井住民部長 まず、1点目の今回の資料の1ページの(1)の制度概要の一部従量制の無料もしくは低料金で配布という、まず、この資料なんですけれども、これはまず考え方としましては、さきにご説明申し上げました国の方で導入に当たっての基本的な考え方、ガイドラインを示しております。その中から抜粋しております、その中の定義の中に、ほとんどはこの一部従量制におきましては、一定の量まで無料で配布しているわけなんですけども、一部の団体においては、ある一定の枚数については安くして、そして、その枚数を超えますと高い料金になると、そういう団体もあるということもありまして、定義の中に書かせてもらっただけでございまして、大阪近郊を見てまいりますと、無料配布している、一定料金で配布しているところはないところでございますので、そう御理解願いたいと

考えております。

次に、(2)の比較検討の中のまず、アのまず、「一部従量制の排出水準に対して十分である場合、減量効果が得られない」ということでございまして、この具体的な例といたしましては、資料の4ページでございます。南河内の清掃組合の件なんですけども、この河南町の例なんかによりますと、2人世帯までは110枚、あと7人以上は340枚という形で無料シールをお配りしております。このシールを張って出すことによりまして、今、各家庭から発生しているごみがすべて賄うことができるということがありまして、それ以上に、ごみが出た場合に減量化するというわけなんですけども、その減量化を必要とする家庭については、超過シールの販売数に尽きるんかと思ひまして、これでいきますと、1世帯に1枚もないということになりますと、今、河南町におきましては、ごみの排出量と無料シール券が一緒になっているということになりまして、この内容でしたら無料でしたら、別にごみの減量なんかすること何もございせん。そのまま出していただいたらということになりますので、こういう形で十分な場合は減量効果が得られない、すなわち、また、インセンティブが働かないというか、そういう意味でございまして。

次に、ウの不公平感の問題でございまして。これも河南町を例でとって悪いんですけれども、やはり減量化に努める方については、どうしても無料シールが余ってまいります。そういう方については、足らない方に無償で、また、有料になるかわかりませんが、いろんな方法で流れているということをよくお聞きします。たとえば、私、岸和田に住んでおりますが、岸和田におきましても、無料券が配布され、毎年余ります。余った券を、御近所にお配りしております。そういうこともありまして、当然、こういう問題が起こってくるのかなと考えるところでございまして。

もう一点の5番目のこのエの不法投棄の懸念とこの評価の仕方なんですけども、これはあくまで不法投棄が発生する可能性が高い、すなわちデメリットであるということで×をつけさせてもらって、そういう考え方をお願いしたいと考えております。

それと新規の施策のこれにつきましては、前回の委員会資料の15ページになります内容でございますので、それらについて御理解願いたいと考えております。

それと事務経費の比較の検討でございまして。やはり一番の問題が、無料券を世帯の構成人数に応じて3月末までに配布しなければならないということでございます。特に、この世帯人数については、住民基本台帳の世帯人数を取っていることもありまして、具体的に世帯分離している家庭もございまして、また、1軒の家の中に2世帯、3世帯があるとい

うこともありまして、そのような中、実態に合わせた形で配布しづらいという問題、そして、きめ細かな対応になるということで、河南町では105円という形で相当安い値段になっているわけなんですけど、岸和田市の例なんかを取った場合は、最初、配布費用だけで、その超過分シールの収入を上回ってしまうということで、それについては、郵便料金制度の問題もあったんですけども、そういう形で事務処理経費に係る経費が均一従量制に比べまして高くなると、これが一例でございますけども、この一例をもって御理解願いたいと思っております。

中原委員長 田代委員、どうぞ。

田代委員 もう一つ、理解がしにくいんですが、私が理解をよう得られんのかわかりませんがね。

まず、1点目のところは19ページと今おっしゃっている低料金の問題ですけどね。これは条例に基づいて、それをそのまま丸写しをしたというような説明ですけどね。それでは、前回の委員会資料の19ページの参考事例があるようにね、一部従量制については、ここにきっちり明確に書いてあるわけですよ。もう片方の資料には、一部従量制では低料金が含まれているって言うたら、先ほどある一部の方については、低料金でという説明。それやったら、初めからそういう説明せなあかんのとちゃうん。指摘されてから、その説明するのはおかしい。基本になるのは、委員会資料が基本になるわけやしな。これ、答申の中身ですわ。ここでは低料金というのはどこにも載ってないわけやね。それでここを見ると、あたかも低料金と言うたら、やっぱり均一従量制の方がいいですよと、だれもが取っていくわけですよ。その辺ちょっとおかしい答弁とちゃうかなと思うんです。

それから、シールとごみ袋というのは、手間が大分省けるという説明だったんですけども、ここでのいう一部従量制の実施の中で、南河内の事例を出されて説明されたのですが、これはシール制だと思うんですけど、うちの場合、ごみ袋なんですけども、その違いは、ちょっと私、不勉強で申しわけないんですけども、そういう違いでおっしゃるなら、理解はできますけども、ここでのいうその内容説明ではシールというのがなかったということですね。それについては、答弁は要りませんけども。

それから、もう一点、不法投棄の問題で、エのところは、不法投棄の懸念はどうかって聞いているのとちゃうの。そしたら、不法投棄の懸念が比較的高いといったら○ちゃうん。定義に対して、これは答えを○か×かと言うてるのとちゃうの。これが1点。後はね、もう一つ、私が理解しにくいんで、また、それについてはもう議論する必要はないかなと思うんで、低料金の問題とこの不法投棄の問題について2点ちょっと。要は定義があって、

設問しているわけでしょう。その辺をちょっと答弁を求めたい。

中原委員長 答弁、どうぞ。

白井住民部長 もう一度、説明させていただきたいと思うんですけど、まず、前回にお出しいたしました資料の中の19ページの均一従量制、一部従量制の中に定義、書いてございまして、その中には一部従量制については無料しか書いておりません。低料金については、書いておりません。これは、と言いますのは、後の資料の中にございます22ページの資料とリンクするために、この22ページに書いてます府下の岸和田市以南とか、府下の町村の状況の中で一部従量制を導入する団体はすべて無料制でございまして、あえて低料金ということはもう省略した形で、審議会の方で審議しております。ただ、この今回の資料については、ガイドラインの内容に則して定義したということでございます。そのところで、ちょっと対象者が違ったこともありまして、異なる表現になったことでございます。御理解願いたいと思います。

もう一点、不法投棄の懸念について、メリット、デメリットという考え方で記載しておりまして、どちらの方がデメリットが大きいのかという形の比較になるんじゃないかと考えておりまして、一部従量制よりか、均一従量制の方が1枚目から有料になるということは、当然、捨ててしまうんじゃないかということは、それだけデメリットが大きいということで、×という方向で解釈したことで御理解願いたいと思います。

中原委員長 田代委員、どうですか。どうぞ。

田代委員 低料金については、白井部長がそのように言われるなら、そのように聞いときますけどもね。本来は、この低料金というのをここへ載せることは比較検討のあれにはならないと、答申の参考例でいくとならない。と私は思います。このことは、ちょっと私は納得できないと思いますけども。

それと今いう、確かにメリット、デメリットという解釈だろうと思うんです。それはそうだと思うけども、もしかして、ここで定義しているのは、比較検討項目の中で、例えば、アの場合は、ごみ減量化の効果及び住民の関心度はどうかということを書いているわけなんです。それに対して、均一従量制の場合はこう、一部従量制はこうということになっている。なぜ、これだけがそんなデメリットだけの指摘っておかしいんよ。不法投棄に対しての懸念は高いということやから、僕は○と思うんですよ。それが×で、何も○、×を論議するつもりはないけども、どうも中の説明が私は理解できないし、今回の資料についても、どうも不十分だなというような気がします。

ですから、私としては、あくまで財政が非常に厳しいのは理解できるけども、ごみの減量化と財政の軽減に対する住民への手数料という形で求めるのはちょっとどうかなという意見だけを申し上げて終わります。

以上です。

中原委員長 ほかの委員さんいかがですか。

(「休憩」の声あり)

中原委員長 お諮りします。暫時休憩といたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 11時から再開したいと思います。

(午前10時52分 休憩)

(午前11時01分 再開)

中原委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

各委員さん質問、質疑ありましたらどうぞ。

奥野副委員長 1点だけちょっと。

中原委員長 副委員長、どうぞ。

奥野副委員長 1点だけ確認させていただきたいことがあります。

このメニューについては、2年前からいろいろと検討されていたわけでありましてけれども、その間にもいろいろ田代委員からいろいろ話ありましたが、いろんな公共料金の値上げ等があり、さらに今回も金額的には大きくはないですけど、負担があるということの中で、委員会資料の13ページに、歳入として2,794万円、歳出として1,600万円程度ということで、運搬経費の効果というのは別として、実際、ここですと、1,190万円ぐらいの経済効果が数字的には出るわけで、当面はいろんな補助金制度があり、その分いろんな還元とかあるわけですけども、その残りの部分について1点確認したいんですが、今の美化センターの焼却炉も20数年超えているということもお聞きしております。それで減量化に伴って、炉の使用量が減るのかと思いますけれど、また、いつ、大修理をしないといけないということも十分考えられますので、今回のこの経済効果の補助金を抜いた分ですね。そういうものをプールしていくというか、基金で積み立てて、何か起こったとき、大修理を行うようなときに積み立てておくというような別枠で考えて、それを住民にも理解を求めるというようなお考えがあるのかないのか、お聞きしたいと思い

ます。

中原委員長 答弁、どうぞ。

白井住民部長 今回の有料化によりまして、平準化した場合の収入として御質問ありましたとおり、2,800万円程度、そして、有料化の袋に係る経費等で約1,600万円、残りの約1,200万円ぐらいが、今回、新たな減量化施策として盛り込んでおります補助制度等に充当したいと考えてございます。そうすると、そのあと、残りをどうするのかという問題も若干出てくると思います。その問題につきましては、御質問いただきましたとおり、焼却炉の老朽化、もう23年か4年たっておりますので、耐用年数も半分以上過ぎたような状況でございますので、あと、この施設を延命対策を行いながら、実施していく必要があるんじゃないかと考えておりますので、当然、これに係る建設、または大規模修繕に係る財源として、基金の積み立ても行いたいと考えているところでございますけれども、今のところ、まず、今の制度を導入した上での実際、どの程度、収入が見込めるのか、そして、また、補助制度によって、どのぐらいの経費がかかるのかと、それらを見きわめた上で、そして、また、ごみ減量化によりまして、あと、焼却場のランニングコストがどのような形で影響を受けるのか、それらを総合的に見た上で、最終的に基金の積み立てが可能であろうと判断された場合については、基金の積み立てについても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

中原委員長 よろしいですか。

ほかに委員さん、質疑ございませんか。どうぞ。

川端委員 ちょっと先ほど私、粗大ごみの直接搬入のところで、岬町については無理やという答弁を先ほど白井部長からいただいたんですけど、今、ちょっと休憩中に阪南市の方に、ちょっと問い合わせてみたら、阪南市は直接搬入が可能であるというふうに聞いたんですよ。私のところに、粗大ごみの直接搬入できたらという要望がよくあるので、この辺をもうちょっと考えてもらえないかということをね、ちょっと。

中原委員長 答弁、どうぞ。

白井住民部長 粗大ごみの直接搬入の問題ですけど、まず、直接搬入を認めている団体につきましては、粗大ごみを圧縮とか粉碎する施設を備えております。そういう団体については、搬入してきました粗大ごみを切断して、そして最終的に金属と非金属、燃えるごみ、燃えないごみとに分別して、資源化とか、そういう形のすべてができる装置を備えている団体に

については、直接搬入を認めているところでございます。しかし、岬町については施設はあるんですけど、あくまでも、小さな木製の家具とか、植木の枝程度を裁断する施設しかございませんので、実質的には粗大ごみを処理する機能が備えていない状況にありまして、それで、実際、搬入してきたものについては、すべて委託業者が手作業で分類している。そして、例えば、タンスについても、金属類の取っ手とか金具等を取り外して、それも手作業で行っているという状況もありまして、だから、機械的には対応できないという問題もありまして、それらの分類等の問題等ございますので、今のところ、直接搬入については今後の課題として考えておりますけれども、今のところは難しいということで取り扱いさせていただいております。

以上です。

中原委員長 川端委員、よろしいですか。

ほかに委員さん、質問ありましたら。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よろしいですか。でしたら、私の方から質問させていただきたいので、副委員長変わっていただいてもよろしいでしょうか。

(副委員長と交代)

奥野副委員長 では、委員長にかわりまして、進めさせていただきます。

中原委員、どうぞ。

中原委員 なるべく絞り込んで質問させていただきます。

まず、田代委員の方からも意見が出たところでありますけれども、ごみを減らすという問題と、それからごみの収集についてお金を取ると、この問題は全く別の問題でありますので、町の側としては、この問題が持ち込まれた当時からこの問題を混同してごっちゃに出してこられているので、こちらの方も非常に議論しづらい点があるんですけども、ごみを減らすという点については大いに賛同でありますし、必要性についても認めるものでありますけれども、そのことと、ごみを有料化するというのを混同されないようにしていただきたいと考えるものであります。しかしながら、この点については、前回も今回も話としては平行線であろうということでもありますので、この点については、特に答弁はこの場では結構かと、そういうふうにしたいと思います。

お考えをきちっとしていただきたいのは、ごみを減らすという問題とお金を取るという問題は、きちんと別々に考えて検討を進めるべきであると。ごみを減らすのにお金を取ら

ないと、必ずしもごみが減らないわけではないということを、まず、初めに申し上げておきたいと思います。

それから、資料に基づいて、ここからは質問をさせていただきたいと思います。

ほかの委員さんの質問と重なる点もありますけれども、まず、私、以前にも質問しましたが、なぜ、住民の皆さんに対して説明を前もって行わないのかという点について、改めてお聞かせいただきたいと思います。

白井部長のこれまでいただいていた答弁でいきますと、諮問もして答申を得た、また、パブリックコメントも募集をしたとおっしゃいますけれども、パブリックコメントはお一人の方からだけいただいていたところかと思います。そのお一人の方が3点にわたって、その方の御意見は町の考えに賛成だということだったと思いますけれども、たったお一人の方がパブリックコメントに参加されたということだったかなと思います。

もしも本当に住民の皆さんにこの有料化について知らせ、きちんと理解を得ようということであれば、この時期にパブリックコメントをしますよということや、皆さんの意見を聞かせてくださいということについて、回覧板や岬だより等で前もってお知らせすることも可能であるというふうに考えますので、住民の皆さんになぜ、前もってきちんと説明をされないのか、合意を前もって得ようとされないのか、その努力が足りないと、されていないぐらいだと私は思っていますけれども、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、この審議会に出された資料で、以前、議会にもいただいていたものでありますけれども、一般廃棄物処理基本計画、これも審議会での審議の元になった一つのものでありますが、先ほど田代委員が指摘されたように、審議会で諮問して答申を得たという限りは、審議会に諮られた内容、答申と概要については今回、資料いただいておりますけれども、その答申を得るに至ったもとになったものや、審議会での資料、提出された資料等はすべて出すのが当然であると考えますので、それについては要望しておきたいと思いますが、今後、こういったことがあった場合、審議会で提出された資料、審議された内容については、きちんと詳細にわたって、すべての資料を委員会等に提出されるようにということは求めておきたいと思います。

その審議会で議論された資料の一つがこの基本計画であります。これ、議会に対しては3月ごろであったかと思いますが、提出されたと、波戸元課長から、先ほど答弁いただいたところであります。その資料に基づいてお聞きしておきたい点があります。

ごみ量についてですけれども、この基本計画とそれから、考え方という二つのものが柱になって、審議会では審議をされていたところかと思います。その二つの資料の中で、平成12年度の住民一人一日当たりの排出量というものがありますけれども、それがこの二つの資料で違いがあるんですね。その違いについて説明をしていただきたいと思います。

それから、ちょっと委員さん、手元にお持ちでないかなと思うので、申しわけないんですけれども、この基本計画の11ページからのところで、計画実現への取り組みという中身がありましてね、発生抑制や資源化について、こういう取り組みをやっていきますよというようなことが書かれているわけなんです。その中では、「一人一人、一日10グラムのごみダイエットに挑戦しよう」ということで、マイバックを活用しようとか、啓発をしようとか、いろんないいことが書かれているわけなんですけれども、これも当然ながら、審議会の中での審議の資料ということになりますから、このあたりについての審議も本来されるべきものかと思います、ごみの減量化ということで。

しかしながら、追加でいただいた資料の中の審議会の概要というところでは、そのあたりについての議論は確認できませんでしたので、きちんと議論がなされていたのか、そのあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

奥野副委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 まず、1点目の前も本議会の方で質問をいただいたわけなんですけども、制度導入に当たりまして、住民の方々に前もって説明をなぜしないのかということでございまして、有料化の基本的な考え方につきましては、前からもう、3年前から住民の代表の皆様であります議会の議員の皆さん方にはご説明申し上げているところでございまして、そして、また、その背景となります循環型社会の形成の問題、これについても、一般質問とかで、何回もいただいておりますことでありまして、流れとしては有料化の流れというののできているのではないかとこのところでございます。それじゃ、具体的に本町にとって、どのような形で導入していくのかという議論になりますと、やはり廃棄物減量等審議会がございしますので、それらを踏まえますと、やはりまずその審議会の方でまず御審議願いたい。そして、その中で答申をいただきたいという形で、諮問をいたしまして、答申が出たわけでございます。ただ、その中におきまして、御質問ありましたパブリックコメントも実施したわけなんですけど、もう期間がちょっと十分に取れなくて、いろいろ問題もあると私も考えておりますけど、しかし、現実には御意見いただきました1名の方でございます。

しかし、それ以外に、この住民生活課の方に対して、電話等で御意見、相当いただいております。そういったその意見を専用の用紙に書いていただきたいと申しあげたことがあったんですけど、やはりそこには住所、名前も書かなければならないから、ちょっと遠慮させていただくとか、そういう御意見もございました。ただ、反対、また、賛成といろんな御意見いただいたことは確かにでございます。ただ、正式には、町としてパブリックコメント制度を適用して、このような形で御意見をいただきましたのが1件でございますので、その点について御理解願いたいと考えております。また、あくまでも今回の内容は審議会等の答申を踏まえた上での条例化の改正の内容でございます。

あと、基本計画に盛り込まれました住民一人当たり、一日、一人当たりの排出量につきまして、基本計画の中では962グラム、基本的な考え方では982グラム、約20グラムの差が出ております。これはちょうど平成12年度の岬町では、ダイオキシン対策で稼働を中止しておりまして、熊取町に処理をお願いしておりました経緯がございまして、それらのところの誤差と考えております。

もう一点のあと処理基本計画の11ページにあります計画実現に向けての取り組みで、一日10グラム当たりのごみダイエットとか、マイバックとか、いろいろなこの内容については審議会の中でも内容は説明させていただきました。特に10グラムのごみダイエットの問題につきましては、これは約一人当たり10グラムのダイエットをしていただきますと、目標であります20%の削減を達成できる。そのためには10グラムのごみダイエットが必要です。具体的には、レジ袋約1グラムから2グラムありますので、そのレジ袋をスーパーでお断りしていただいて、マイバック持っていただきますと、それらによりまして、ごみのダイエット、そして、最終的には削減できるという形で説明もさせていただきました。委員の方々からも、こういう内容になっているのかということで、御審議いただいた結果でございます。会議録については要点でございますので、その辺の詳細については記入いたしておりませんが、そういう議論があったということを御報告させていただきたいと思います。

中原委員 1点目のパブリックコメントですけれども、この手法はなかなか浸透してないと思うんですね。先ほど田代委員もおっしゃっていましたが、パソコンでね、こういうのをごらんになる方が、そういう環境が整っている方がどの程度いるのかという問題もありますし、その点を指摘すると、町の役場ですとか、いろんな公共施設にも資料を置いて、募集しましたよとおっしゃるのかもしれませんが、それに気がつかずに素通りしてい

る方もたくさんいるわけでね。住民生活課の方に、いろいろと電話とか、御意見をおっしゃられた方もいてはるでしょうが、その方々は一般の岬町の住民の中で、果たしてどれぐらいの数になるのかということ考えると、周知を本気でやろうとするならば、もっとほかにも方法があるというふうに考えます。住民の皆さんにきちんと説明もしない。説明しないということは、当然、合意というところにはほど遠いわけでね、そんな状態で議会に提出してこられて、私どもも非常に審議しづらいわけですけども、そんなことでは、こういう形で議会で決めてしまっても、住民の皆さんが果たして納得されるのかどうか、後から、決まった後で説明をされても、それはただの押しつけにしか感じられないと思うんですよね。その点で、全く住民の声を聞くつもりがないというふうにしか感じられません。その点については、意見にとどめておきたいと思います。

それから、2点目の数値が違うということについて、今、説明がありましたけれども、片一方の処理基本計画の方では、住民一人、一日当たりの排出量、資源ごみを除く排出量については962グラムと書いてあるわけですね。もう一つの家庭系ごみの有料化に関する基本的な考え方と、これは委員会資料にありますとおり、16ページのところで書いてありますが、平成12年度は982グラムと20グラムの違いがあるということで、熊取町に搬入をしていた時期だと、事情はあるんでしょうが、そうすると、目標に対して、目標は平成27年度ですから、基準になるのが平成12年度なわけですね。平成12年度を基準にして、平成27年度までに三つの部門でしたかね、10%、20%、20%でしたか、減らすということが目標になっているわけですね。そうすると、基準になる年度の排出量というのは、極めて厳正でなければならないというふうに考えるものでありますけれども、982グラムと962グラムとどちらを基準というふうに考えて、町としては進めていこうと思っておられるのか教えていただきたいと思います。

それから、3点目のごみの減量化、発生抑制、資源化を進めていくということで、ごみの減量化について、審議会の中でも審議されたというふうにお答えいただきましたけれども、今、白井部長が答弁なさったとおりで、これをやっていけば、目標を実現できるんだということでもありますね。ということであれば、その話は有料化しないでも、こういう発生抑制や資源化を進めるということで、目標が達成できるということではないのかなと思うんですよね。有料化をする前に、きちんとそういう発生抑制を図っていく、資源化を図っていく、そういう努力をしないで、有料化ありきという議論をなさるのは、いかがなものかと、住民にとっても理解が得られるものではないというふうに考えるものでありますが、

その点についてはいかがなものでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。2点お願いします。

奥野副委員長 白井部長、答弁をお願いします。

白井住民部長 まず、住民一日一人当たりの排出量の基本をどちらに置くのかという御質問に対しましては、基本的な考えでございます。982グラムを基本としたいと。これにつきましては、熊取町に搬入したものを再度、戻した形、岬町の住民の方が純粹に出されたごみの量でございますので、それを基準とするというのが、私の考え方でございます。

もう一点のそういったそれを基準として、それを平成12年度を基準として、27年度までに20%の減量と、これは、あくまでも最低の目標であり、平成27年度に12年度を基準として20%削減するという形の国の基本的な目標を掲げて、これに基づいて廃棄物の処理基本計画をつくっているんですけども、これにつきましては、岬町の取り組み方法としては、平成27年度を待たずにもっと早期に、その20%を達成したいということの基本計画の中で盛り込んでおります。

具体的には、この基本計画の中でも、平成22年度で約、20%を超える見込みであり、今のままでいきますと、達成できるのではないかという予定であり、今、目標を5年前倒しする内容であり、最終年度には24%から25%の目標となっており、約5%程度、国の基準を上回るような内容の基本計画つくっておりますので、それらを確実に達成するためには、ごみの有料化というのが一つの有効な手段であるという考え方を持っておりまして、今回、有料化については御提案申し上げるところでございます。

中原委員 今、基準になっている年度の数値について確認されたところでありますけれども、一人当たりの排出量は982グラムというのを基準にすると、その判断自体は、それで妥当かというふうに思います。それで、この資料の基本計画の中で、一番細かく毎年の推移の実績と予測について触れられておりまして、委員会資料の中では16ページのところに、年度を追って、平成19年度までは実績ですね。20年度以降は予測というか、目標だと思っておりますけれどもね、こういう形でずっと書かれておりますけれども、よその団体でも、有料化を進められておりまして、大阪府下43団体ある中で、有料制、家庭ごみの有料化を進めているのは18団体あるということで、恐らくほかの団体などでも、こういう予測は立てたりしながら進めていると思うんですけれどもね。家庭ごみの有料化が実施された後、町の予測としては、基本的には減り続けていくというふうな考えでおられるようですけれども、実態としては他の市町村ではいかがでしょうか。ずっと減り続けていく

ものなのでしょうか。

白井住民部長 ごみの減量化の効果でございますけど、前の委員会でも御質問いただいたと思うんですけども、導入した団体すべて減量化いたしております。具体的な数値を申し上げます。例えば、平成20年4月から導入いたしました阪南市、泉南市におきましては、阪南市においては18%、泉南市は30%の減量になったという結果が出ております。また、忠岡町におきましても、平成20年10月から実施しまして、6カ月間の実績で約23%が減っているという状況でございます。

あと、また、熊取町においても、同じく20%を超える1カ月のデータでございますけども、そういうような形で出ております。その減った分については、プラスチックごみとか、一般的に言う資源ごみの方に排出量はシフトしていると、そういう状況でございますけど、全体としての排出抑制については、引き続き、高い数字を表わしていると、結果について御報告申し上げます。

あと、そうするとこの後、ずっとこのごみの減量化が続くのかという、リバウンドの問題もあると思うんですけども、これにつきましては、貝塚市が平成16年4月から行っておりますけども、平成16年4月と平成15年と比べますと、約15%から20%、あと引き続き、20%程度という形で、効果が持続しております。住民の方が有料化になれてしまって、そして、排出抑制の効果が薄れてくると、そういうことについては、貝塚市の例を取りますと、引き続き、効果が持続すると、そのような形の実績が出ておりますので、岬町においても、今後、そのような形が出るような方向で、担当の方としても努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

中原委員 今、阪南市、泉南市はじめ、近隣の市町村について減量されたということが報告されたわけですが、すべてこれは前年度との比較ということでありますね。ということでいきますと、どの市町村でも減っているけれども、有料化が始まる前年というのはどういう年かと言うと、大体、駆け込み的にごみがふえる年であります。それは当然でありまして、その駆け込み的にごみが持ち込まれた通常の状態でないごみ量を元にして、前年と比較して18%、30%というふうな議論をされるのは、ちょっといかがなものかと。比較検討するのであれば、例えば、周知を始める前の時期ですね。ごみの有料化が始まりますよという周知を始める前の段階と比較するのが妥当なのではないかと、それが一番科学的な検証の仕方ではないかなということだけ申し上げておきたいと思います。

奥野副委員長 答弁どうしますか。

中原委員 どちらでもいいですよ。

白井住民部長 その件につきましては、有料化のごみの中で粗大ごみにつきましては、御指摘のとおり駆け込みの持ち込みが相当ございました。岬町におきましても、平成19年度、20年度及び21年度について、有料化を周知する前から徐々にふえてまいりまして、19年度がピーク、それから、20年度から実施しまして、20年度の実績が出てきましたけれども、その前年度の1割となったところでございます。今後、また、ふえておりますけれども、ただ、粗大ごみは、やはり家庭で一時的に保管できる性質のごみであるため、そのような傾向を示しますけれども、今回、予定する可燃系ごみについては、各家庭でもそうなんですけど、なかなか1カ月も2カ月も1年も、そういうような形で置くということはなかなか難しい性質のごみですので、そういうことについては、ほかの団体についても確認いたしましたところ、全体的にいままだ熊取町なんかにおきましても、前年度、2カ年前の年度におきましても、徐々に減量化傾向は出てますけれども、有料化の周知をはじめる前から、その分の排出量ふえたということはないと聞いておりますので、御報告申し上げます。

竹内委員 いろいろと質問されている中で申しわけないんですけども、私思うのは、委員長が質問をすることはとめられません。ただし、委員長及び副委員長は厚生委員会のレクで、ある程度この委員会がスムーズに進むように、いろいろとその場で意見を交わしながら、自分が納得いくまで職員の貴重な時間を御利用して説明を受けているはずなんです。ですから委員長及び副委員長は、この委員会がスムーズに運べるように心がけていただきたいというのが私の意見です。質問途中で済みません。それだけお願いします。

中原委員 ただいま御指摘いただいたとおりで、委員長という職に当たっておりますので、皆さん方には大変御協力をいただいているところかと思っておりますので、短くまとめていきたいと思います。

私の考えは、今、いろいろお聞かせいただいたところでありますけれども、排出の抑制効果については、ただいま貝塚市の例が示されましたけれども、全国的に見ると、必ずこうなるという100%の傾向はないわけで、白井部長おっしゃってたとおり、リバウンドというものが起きてきているところが、多くの団体について見受けられるわけなんです。ですので、有料化を始めて顕著なところでは、2年後ぐらいから見られるところが非常に多くて、最初は減っていくんですけども、その後に二、三年後で底を打って、そこからまたふえてくるという傾向が多くの団体に表われているんです。それは恐らく、白井部長

も御存じのところかと思います。

ですので、町が示しているこの平成20年度以降の予測の数値ですけれども、これについては、楽観的なものと言わざるを得ないと、私は考えています。もしも、有料化に伴って一たん減ったとしても、また、その後、ふえてくるというようなことが起こった場合、本当に平成27年度に目標が達成できるのかどうか、そのあたりについて疑問でありますし、住民から金は取ったわ、ごみはまたふえたわ、目標は達成できないわというようなことになったら、目も開けられないわけですね。ですので、この資料についても、不十分であるというふうに私は考えるものであります。

この目標を持つということですが、住民にきちんと説明をされていない今の段階で議会で決めてしまうということでありますと、これは住民に対して住民自身の目標に本来すべきものが、ただの押しつけにしかないというふうに考えます。本来であれば、ごみを減らしましょうと、まちづくりの問題、地球の温暖化の問題含めて、いろんな問題を住民の皆さんと一緒に考えて、一緒に町の行政、住民、合わせて努力をしていく、その中で、この平成27年度の目標を町の行政も住民も一緒になって達成するという姿勢を築いていかない限り、ただ単に押しつけをしていくということでは、先行きが非常に心配であると、そのような町の態度については改めるべきであるというふうに考えるものであります。

私の考えは述べさせていただきましたので、このあたりで結構でございます。

奥野副委員長 今のは質問ではないですね。

中原委員 はい。

奥野副委員長 なければ、これで質疑を終わります。

それでは、委員長と交代します。

(委員長と交代)

中原委員長 委員の皆さん、本当に御協力ありがとうございました。

では、引き続きまして、討論を行いたいと思います。

議案第53号について、お諮りしたいと思います。

まず、反対討論ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第53号、「平成21年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

中原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第53号のうち本委員会に付託された案件は可決されました。

続いて、議案第60号、「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

先ほど、議案第53号のところで、理事者の側から追加資料を含めてご説明いただき、審議したところでありますけれども、この件に関して質疑がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。委員の皆さん、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

中原委員長 よろしいですか。なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。田代委員、どうぞ。

田代委員 本会議で討論の場が設けられておりますけれども、常任委員会ですので、あえて、反対討論を申し上げます。

私は、前回の委員会で資料、内容等が不十分だということで継続審議をお願いし、今回、継続審議を迎えたわけですが、理事者としては、確かに財政難の折ですから、財政上の問題をとらまえて、ごみの減量化ということに相なっているかなと、そういう感はしますけれども、それはそれとして、ごみの減量化については十分理解もしますし、財政上の問題も理解は、私は示しておるつもりなのですが、しかし、今回のごみの有料化については、当然、行政が行うべき固有事務であって、税の二重取りだということを私は前回にも指摘をしてきたとおりですので、今回、ごみの減量化ということについての議論であれば、賛成をするわけですが、それに伴っての手数料有料化ということについては、私は反対をしたい。

というのは、この4年間、住民の皆さん方に超過課税も含めた中で、保育料の値上げ、水道料金の値上げ、さらには粗大ごみの有料化と、次々と値上げを議会としても仕方なく

認めてきたという経緯から見て、今回はやはり行政が行うべき事務であるということから、私は反対いたします。

以上です。

中原委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第60号、「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

中原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第60号は、本委員会において可決されました。

以上で本委員会に付託を受けました議案については、2日間にわたりすべて議了いたしました。

審査経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方の御協力をお願い申し上げます。

これで厚生委員会を閉会いたします。

(午前11時43分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年6月16日

岬町議会

委 員 長 中 原 晶